（別紙２）

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
1806.32	１．チョコレートをもととした調製食料品 本品は、タブレット状のミルクチョコレートで、その両側に 10 個のビスケットが見えるように埋め込まれている。本品は、重量比でミルクチョコレート 63%、ココアビスケット 25%及びバニラ風味のミルククリーム 12%から成る。 通則１及び６を適用 		（新　規）
1806.90	５．“Cookies & Cream”として知られるココアを含有する物品 本品は、香味を付けた粉末プロテインである。本品には、以下の成分が含まれている。 ・大豆たんぱく質分離物 41% ・果糖粉末 17% ・クッキーの小片 10% ・オート繊維　８% ・イヌリン　６% ・ポリデキストロース粉末　５% ・ミネラル 2.5% ・香味料、添加物、ビタミン類及びその他の成分 10.5% クッキーの小片は、小麦粉、砂糖、カノーラ油、ココア５～10%（アルカリ処理したもの）、塩及び重曹を含有する。 通則１及び６を適用		（新　規）

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
2106.90	38. アロエ濃縮物 本品は、精製したアロエベラ（全葉）、精製水、無水くえん酸、くえん酸ナトリウム二水和物、香料（レモン果汁濃縮物）、カモミール花の粉末エキス（４：１）、ソルビン酸カリウム及び安息香酸ナトリウムから成る液状のものである。 本品は、食用に供する前に水又はその他の飲料で希釈しなければならない。 通則１及び６を適用		（新　規）
2106.90	39. 流動性のある粒子（beadlets）状の調製品 本品は、とうもろこしでん粉で被覆した、加水分解した牛ゼラチン及びしょ糖から成るマトリックス中にきめ細かく分散した食用脂中のビタミンD_3を 0.25%含有するものである。DL-α-トコフェロールが酸化防止剤として添加されている。二酸化けい素が反応助剤として使用されている。本品は、医薬品、食餌補助剤及び調製食料品に用いられる。 通則１（29 類注１（ｆ））及び６を適用		（新　規）
2106.90	40. 流動性のある粒子（beadlets）状の調製品 本品は、アカシア及び砂糖から成るマトリックス中にきめ細かく分散したビタミンK_1を５%含有するものである。本品は、乾燥食品や医薬品（特に乳児用調製乳の強化用）に用いられる。 通則１（29 類注１（ｆ））及び６を適用		（新　規）
2106.90	41. 流動性のある粒子（beadlets）状の調製品 本品は、１グラム当たりビタミンＡを 325,000 IU（レチノール換算で 97,500 マイクログラム）含有するものである。個々の粒子は、とうもろこしでん粉で被覆した、アカシア及びマルトデキストリンから成るマトリックス中にきめ細かく分散したビタミ		（新　規）

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】
（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
	ンＡ酢酸エステルを含有する。DL-α-トコフェロールが酸化防止剤として添加されている。本品は、液体で戻す調製食料品に用いられる。 通則１（29 類注１（ｆ））及び６を適用		
2202.99	**７．エネルギーチョコレート風味のそのまま飲用に供される高カロリーの液状食品** 本品は、単独の栄養源として適するもので、水、マルトデキストリン、ミルクたんぱく質、砂糖、植物油、ココア、香味料、乳化剤、着色料、ミネラル、ビタミン及びその他の添加物を含有する。本品は、甘味及びミルクチョコレートの風味を有する褐色で乳濁した水様の液体であり、200 ミリリットルのプラスチック容器入りにしたものである。本品は、普通食の補助剤（１日当たり１～３本）又は単独の栄養源（１日当たり５～７本）として使用することができる。 通則１及び６を適用		（新　規）
2202.99	**８．みずみずしいブラックカーラント風味のそのまま飲用に供される高カロリーの液状食品** 本品は、単独の栄養源として適するもので、水、砂糖、ミルクたんぱく質、香味料、着色料、ミネラル、ビタミン及びその他の添加物を含有する。本品は、甘味及び酸味並びにブラックカーラントの風味を有する赤褐色で透明な水様の液体であり、200 ミリリットルのプラスチック容器入りにしたものである。本品は、普通食の補助剤（１日当たり１～３本）として使用することができる。 通則１及び６を適用		（新　規）
2202.99	**９．バナナ風味のそのまま飲用に供される高カロリーの液状食品** 本品は、単独の栄養源として適するもので、水、ぶどう糖水、		（新　規）

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
	ミルクたんぱく質、植物油、香味料、着色料、ミネラル、ビタミン及び添加物を含有する。本品は、甘いミルク味及びバナナの風味を有するベージュ色で乳濁した水様の液体であり、200 ミリリットルのプラスチック容器入りにしたものである。本品は、普通食の補助剤（１日当たり１～３本）又は単独の栄養源（１日当たり５～７本）として使用することができる。 通則１及び６を適用		
2306.50	１．脱脂した未精製ココやしの実の粉 本品は、重量比で脂肪分が 12.4%であり、成熟したココやしの実（コプラでない）から製造される。製造工程において、まず各ココやしの実の中果皮及び内果皮を除き、白色の核を外側の茶色の皮から分離する。続いて、その核を洗浄し、切断し、最高温度 40 度（摂氏）で 45 分間乾燥する。油の抽出は、溶剤を使用することなく、低温環境下で１段階のみで行われる。 本品は、黄白色で、細かい粘着性の粉であり、ココやしの実のような香り及びクリームのような風味を有する。本品は、500 グラムの小売用の容器入りにしたものであり、食品工業用又は家庭用として、グルテンフリーで食物繊維に富んださまざまなベーカリー製品（例えば、パン、ケーキ及びパイ）に使用される。 通則１及び６を適用		（新　規）
2403.99	３．切断して圧延した膨張茎（CRES: Cut rolled expanded stems） たばこの茎は、破砕され、圧延された後、所定の幅に切断される。その後、それらは調湿され、茎を膨張させるために熱にさらされる。このようにして得られた本品は、直接喫煙に使用することはできず、紙巻きたばこに充填するために使用されるカットたばこ（カットフィラーたばこ（CFT））の製造原料として使用される。 通則１及び６を適用		（新　規）

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
2403.99	**４．膨張させたたばこ茎（ETS: Expanded tobacco stems）** たばこの茎は、切断され、特殊な容器に入れて二酸化炭素と混合して加圧される（これにより、二酸化炭素は固体状態（ドライアイス）に変わる。）。その後、たばこの茎と二酸化炭素は加熱され、二酸化炭素は気体状態に戻る。二酸化炭素が放出されると、たばこの茎は膨張する。このようにして得られた本品は、直接喫煙に使用することはできず、紙巻きたばこに充塡するために使用されるカットたばこ（カットフィラーたばこ（CFT））の製造原料として使用される。 通則１及び６を適用		（新　規）
3301.29	**１．小売用にしたラベンダー（*Lavandula angustifolia*）の精油** 用法：経口（鎮静剤、駆風剤、消化剤）、外用（防腐剤、マッサージ）又は数滴を水で希釈し吸入 通則１及び６を適用 		（新　規）
3404.90	**２．完全に水素添加した食用パーム油から製造されたモノグリセリド** 原材料をエステル化した後、濃縮モノグリセリドが得られる蒸留工程を経て、以下の仕様となるように物品を濃縮する。 モノグリセリド　90%以上 よう素価　２%以下 遊離グリセリン　１%以下		（新　規）

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】
（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
	酸価　３％以下 融点　約 63 度（摂氏） トランス脂肪酸　１％未満 本品は、関税率表解説第 34.04 項に記載されている人造ろうの特性に関する基準を満たす。 本品は、25 キログラムの袋入りにしたものである。一般にベーカリーやマーガリン、コーヒーホワイトナー、パスタ及びばれいしょ製品、キャンディー及びトフィー、ホイッピングジェル及びピーナッツバターの製造に使用される。 通則１及び６を適用 		
3926.90	15. ごみ用の容器 本品は、地方自治体のごみ収集車が回収するまでの間、市町村や地区の家庭ごみをまとめるために地方自治体が使用するものである。技術仕様は以下の通り。 －紫外線安定化した(UV-stabilized)高密度ポリチレン(HDPE) －前面又は側面保持キット －柔軟性があるゴムタイヤが取り付けられた直径 160 mm の車輪 －排水栓 －寸法：高さ 1,165 mm×幅 1,265 mm×深さ 775 mm －重量：38 kg　積載量 250 kg －EN 840-１、５及び６規格に準拠		（新　規）

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】
（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
	ーオプション：側面保持キット（強化バネ式の連結器） 通則１及び６を適用 3924.90／７及び 7323.99／１　参照 		
7208.51	１．非合金鋼の熱間圧延鋼板 本品は、予熱、ショットブラスト、プライマー吹付け、乾燥及びマーキングを経て製造されたものである（寸法：幅 3,100 ミリメートル、長さ 6,096 ミリメートル、厚さ 130 ミリメートル）。 この鋼板は、さびから保護するためにポリマープライマーで不均一に被覆されている。 プライマーの化学組成は、二酸化チタン 0.5～10%、オルトけい酸テトラエチル 25～40%、亜鉛粉 30～50%、エチルアルコール 10～25%、イソプロパノール 10～15%、ブタノール 2.5～10%及びキシレン２～８%である。 通則１及び６を適用		（新　規）
7208.52	１．非合金鋼の熱間圧延鋼板 本品は、予熱、ショットブラスト、プライマー吹付け、乾燥及びマーキングを経て製造されたものである（寸法：幅 2,440 ミリメートル、長さ 6,096 ミリメートル、厚さ６ミリメートル）。 この鋼板は、さびから保護するためにポリマープライマーで均一に被覆されている。		（新　規）

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
	プライマーの化学組成は、二酸化チタン 0.5～10%、オルトけい酸テトラエチル 25～40%、亜鉛粉 30～50%、エチルアルコール 10～25%、イソプロパノール 10～15%、ブタノール 2.5～10%及びキシレン２～８%である。 通則１及び６を適用		
8402.19	**１．蒸気発生ボイラー** 本品は、20.9 立方メートルまでのサウナ（steam room）に蒸気を供給するように設計されたものである。キャビネットの形（寸法：57 センチメートル×48 センチメートル×71 センチメートル）を有し、以下の主要な構成要素から成る。 １）電気温水器付き水槽 ２）水流入弁 ３）蒸気排出弁 ４）熱センサー（スチームルームに固定） ５）コントロールパネル 通則１及び６を適用		（新　規）
8419.20	**１．低温滅菌器** 本品は、熱に敏感な物品用の滅菌剤としてホルムアルデヒド水溶液を使用するものである。ホルムアルデヒド水溶液は、連続式蒸発装置において温度 55 度～60 度（摂氏）で加熱され、気体状態に変化する。そして、そのホルムアルデヒド蒸気は、滅菌室内の器具や対象物の周囲に均一に広がる。 本品は、主として実験装置若しくは実験器具又は医療用機器を滅菌するために使用される。 通則１及び６を適用		（新　規）
8421.21	**２．沸騰又は冷却したろ過飲用水を即時に供給するシステム** 本品は、次の構成要素から成る。		（新　規）

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】
（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
	（ｉ）台の下のモジュール １つ又は２つのフィルターカートリッジ、電気式加熱及び冷却装置を共通のハウジング内に自蔵するもので、台の下のキャビネット（寸法：高さ 340 ミリメートル、幅 315 ミリメートル、奥行き 465 ミリメートル）の中に設置される。 （ii）金属製のウォーターディスペンサー（蛇口） 押し下げること又は持ち上げることにより、それぞれ熱湯又は冷却水を供給するための２つのレバーを有するもので、シンク又は台の上に設置される。 （iii）チューブ類及びコネクター 外部の水供給器、台の下のモジュール及び給水機を接続するためのもの。 本品は、約 40 人の利用者に沸騰又は冷却したろ過飲用水を供給するように設計されており、供給容量は１時間当たり沸騰水 150 杯分及び冷却水 175 杯分である。しかしながら、本品は沸騰又は冷却していない常温のろ過水を供給しない。 通則１、３（ｂ）及び６を適用 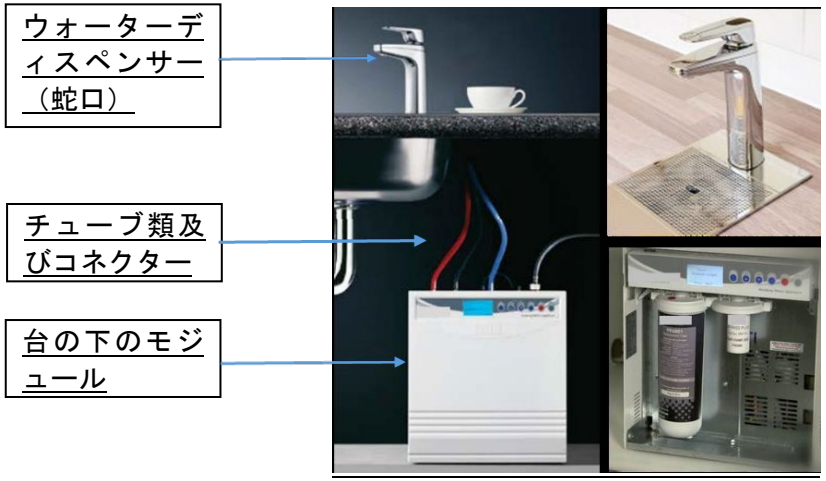 			
8427.10	１．自走式の関節式ブーム昇降機		（新　規）

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】
（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
	本品は、電動機駆動の車輪付きベースユニット作業トラックであり、関節式の油圧式持上げ用ブームを有しており、ブームには作業台（ケージ又はマンバスケット）が取り付けられている。本品の最高速度は時速 5.2 キロメートル（折畳み時）、時速 0.8 キロメートル（展開時）であり、最高作業高さは 15.7 メートル、最大総重量は 6,500 キログラム、最大積載重量は 227 キログラムである。本品は、高所作業を可能にするため、作業員を乗せることができるように設計されている。 通則１及び６を適用 		
8501.62	１．固体酸化物形燃料電池（SOFC） 本品は、電力を発生させるために使用されるものであり、480 ボルト、３相、60 ヘルツを基準とし、皮相電力出力は 210 キロボルトアンペアである。 本品は、主として電気反応器、燃料中の硫黄及び硫化水素又は有機硫黄を除去する装置、直流（DC）を交流（AC）に変換する電力管理システム、ガスの安全性を探知するための制御回路、燃料のパイプライン、水処理システム及び保温庫から成る。電気反応器は、電気化学反応が起こる構成要素である。 通則１及び６を適用		（新　規）
8502.13	１．発電機のセット		（新　規）

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】
（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
	本品は、１つのユニットとして一体になった交流（AC）発電機及びディーゼルエンジンから成るものである。２つの定格電力（主要電力：375 キロボルトアンペア、予備電力：410 キロボルトアンペア）を有する。 通則１及び６を適用 		
8517.13	**２．電波による個体識別（RFID）及びバーコード読取機** 本品は、RFID 及びバーコードをスキャンすることができるモバイルオペレーティングシステムを搭載した装置であり、２つの主要な部分品（メインコンソール及びグリップ）から成る。 本品は、とりわけ次の特徴を有する。 寸法：164.2 ㎜×80.0 ㎜×24.3 ㎜ タッチパネルディスプレイ：5.2 インチ（132.08 ㎜） オーディオ：スピーカー及び２つのマイクロホン キーパッド：４つの前面キー、１つの電源キー、２つのスキャンキー、１つの多機能キー メインコンソールは、典型的なスマートフォンの仕様及び外観を有しており、グリップとの接続をサポートするコネクター及びセルラー方式の接続機能を備えている。 メインコンソールはまた、スキャン及び写真撮影するためのカメラ並びにスキャン用のあらかじめインストールされたアプリケーションを備えている。本品は、電話をかけ、アプリケーショ		（新　規）

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】
（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
	ンを実行し、RFID 又はバーコードをスキャンした後にサーバーと通信するために使用できる。 　また、本品は、グリップなしでスキャンに使用できるが、カバーする距離は限定されている。グリップはピストル型のものであり、メインコンソールとの接続をサポートするコネクター及びスキャンを開始するための引き金を有する。 　通則１（16 部注３）及び６を適用 		
8524.91	１．カラー液晶ディスプレイ（LCD）モジュール （省　略） 通則１（16 部注２（ａ）及び 85 類注７）及び６を適用 （省　略）	8524.91	１．カラー液晶ディスプレイ（LCD）モジュール （同　左） 通則１（第 16 部注２（ｂ）及び第 85 類注７）及び６を適用 （同　左）
8802.20	１．超軽量原動機付き（ULM）水上飛行機 　本品は、空気圧振り子式で、内蔵原動機、翼、プロペラ及び半硬式船体を有し、水面（海、湖など）からの離水又は水面への着水を可能にしたものである。 　本品は次の特徴を有する。 ・２気筒、２ストロークエンジン ・前後に２つの座席を有するコックピット		（新　規）

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】
（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
	・空虚重量：216 kg ・最大総重量：406 kg ・失速速度：時速 48 km ・巡航速度：時速 70 km ・最高速度：時速 80 km ・翼長：11.15 m ・翼面積：19.6 m^2 通則１及び６を適用 		
9027.20	１．オンライン式の溶存ガス分析（DGA）装置 本品は、変圧器油中の溶存ガスを監視するために使用するもので、一体構造の金属製の四角い箱の形状であり、次の構成要素を有する。 （ｉ）油の試料採取及びガスの抽出のための抽出システム （ii）抽出したガスの分離及び測定のためのガスクロマトグラフ（GC）装置 （iii）その他の構成要素（２つのプログラム可能な継電器、対応した警報装置及び外部センサーの入力装置を含む。） 本品は、ガス分析、データの可視化及び変圧器モニターの管理のための専用ソフトウェアとともに提示される。 この装置は、変圧器から油の連続的な試料採取及び定期的なガス分析を行う。本品は、油から溶存ガスを抽出し、ガス及び油が一旦、平衡状態に達したらガスのアリコート（aliquots）をガスクロマトグラフ装置に注入し、次いで、８種の異常ガス（O_2、CO、		（新　規）

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】
（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
	CO_2、H_2、CH_4、C_2H_6、C_2H_4 及び C_2H_2）を個別に分離及び測定する。 各ガスの濃度のデータは、専用のソフトウェアをインストールした別のコンピューター（附属していない）に転送される。当該ソフトウェアは、この異常ガスの分析結果をもたらす特定の異常を診断するために、溶存ガスに係るデータを分析する。当該ソフトウェアにより、当該装置のファームウェアの警告確認機能がセットアップされる。 通則１（16 部注３及び 90 類注３）及び６を適用 9027.20／２　参照 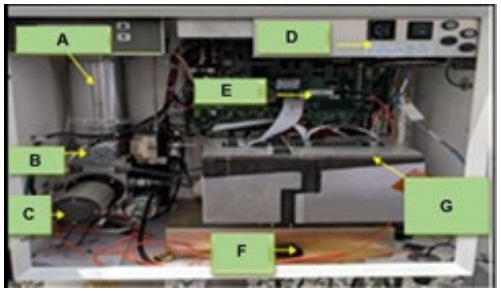 Ａ．抽出膜 Ｂ．ガスポンプ Ｃ．油ポンプ Ｄ．電源 Ｅ．マザーボード Ｆ．エンクロージャーヒーター Ｇ．ガス分離カラム（クロマトグラフ）		
9027.20	**２．オンライン式の溶存ガス分析（DGA）装置** 本品は、変圧器油中の溶存ガスを監視するために使用するもので、一体構造の金属製の四角い箱の形状であり、次の構成要素を有する。 （ｉ）油の試料採取及びガスの抽出のための抽出システム		（新　規）

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】
（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
	（ii）抽出したガスの分離及び測定のためのガスクロマトグラフ（GC）装置 （iii）その他の構成要素（２つのプログラム可能な継電器、対応した警報装置及び外部センサーの入力装置を含む。） 本品は、ガス分析、データの可視化及び変圧器モニターの管理のための専用ソフトウェアとともに提示される。 この装置は、変圧器から油の連続的な試料採取及び定期的なガス分析を行う。本品は、油から溶存ガスを抽出し、ガス及び油が一旦、平衡状態に達したらガスのアリコート（aliquots）をガスクロマトグラフ装置に注入し、次いで、３種の異常ガス（CH_4、C_2H_4 及び C_2H_2）を個別に分離及び測定する。 各ガスの濃度のデータは、専用のソフトウェアをインストールした別のコンピューター（附属していない）に転送される。当該ソフトウェアは、この異常ガスの分析結果をもたらす特定の異常を診断するために、溶存ガスに係るデータを分析する。当該ソフトウェアにより、当該装置のファームウェアの警告確認機能がセットアップされる。 通則１（16 部注３及び 90 類注３）及び６を適用 9027.20／１　参照		
9028.90	**１．電気メーターボックス** 本品は、消費電力量を測定するためのスマート電力メーター並びに電気を接続及び切断するための１以上のスイッチ（メーター及びスイッチは提示されない）を設置するために設計されたプラスチック製の電気メーターボックス（寸法：長さ 16 センチメートル、幅 38 センチメートル、高さ 13 センチメートル）であり、空の状態で提示される。本品は、電気ケーブルを出し入れするための２つのケーブルグランドを底部に有し、また、壁に吊るし又は固定するための取付具を背面に有する。 本品は、密封するための透明なプラスチック製扉（ヒンジ及び穴が付いたもの）を有する。その透明な扉には２つの小さな扉が付いており、１つは非常時に使用者が容易に電気回路を遮断するため、もう片方は技術者がメーターをテストするためのものであ		（新　規）

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】
（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
	る。当該ボックスは、電気メーター及びスイッチを１か所で接続することにより、埃から保護したり、化学物質に対する耐性を確保する機能を有する。 通則１（90 類注２（ｂ））及び６を適用 		